

三郷町地域振興券 利用店舗 募集要項

1. 趣旨

三郷町地域振興券事業を実施するにあたり、当該振興券の利用店舗を募集します。

2. 発行する振興券

(1)三郷町地域振興券(以下「振興券」という。)

(2)送付対象 令和8年4月15日(水)時点で三郷町の住民基本台帳に登録がある者

(3)利用価格 1冊 12,000 円《内訳》1,000円券×12枚=12,000 円

※登録店全店舗で利用できる振興券になります。 ※振興券には偽造防止策を施しています。

(4)使用可能期間 令和8年6月1日(月)～令和8年12月31日(木)

3. 振興券の基本的な取扱い

(1)振興券は、商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できます。

(2)振興券を現金化することはできません。

(3)振興券の額面に満たない利用であっても、つり銭を出してはいけません。不足分は現金等で受け取ってください。

(4)使用期間を過ぎたものや、裏面に他店舗の店舗名等が記入された使用済みと思われるものは受け取らないでください。

(5)半券部分を切り離れた振興券を利用者から受け取らないでください。利用店舗が半券を切り離してください。

(6)振興券等の紛失、盗難については町はその責を負いません。

4. 振興券の利用対象とならないもの

(1)出資や金融商品

(2)債務の支払い(振込代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等)

(3)有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

(4)たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

(5)当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証票の購入

(6)スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入

(7)事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入

(8)土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い

(9)現金との換金、金融機関の預け入れ

(10)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項に該当する営業に関わる支払い

(11)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(12)国や地方公共団体への支払い(税金、各種使用料など)

(13)その他この振興券の発行趣旨にそぐわないもの

5. 利用店舗の応募資格

(1)三郷町内および隣接町内の一部において事業所、店舗等を有する事業者であること

(2)本募集要項を遵守でき、下記のいずれにも該当しない者

・ 4. で定める振興券が利用できない商品・サービスのみを取り扱う者

・ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っている者

・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

6. 利用店舗の責務

(1)利用店舗であることがわかるように、三郷町が配布する「三郷町地域振興券」利用店舗用ポスターは利用者の目に付きやすい場所に掲示してください。

(2)利用者が振興券を持参したときは、受け取る前に正規のものであるか、また裏面に他店舗の記入がないか等を確認の上、振興券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行ってください。ただし、差額が生じる場合につり銭は支払わないでください。また、利用店舗が半券を切り離してください。半券部分を切り離れた振興券を利用者から受け取らないでください。

- (3)利用期限を過ぎた令和9年1月1日以降、利用者から振興券を受け取らないでください。
- (4)明らかな偽造等の不正利用の疑いがあるときは、振興券の受け取りを拒否するとともに速やかに三郷町に申し出てください。
- (5)取引により振興券を受け取った時は、他店で再利用を防止するため、必ず裏面の所定欄に直ちに店舗名等を記入してください。
(スタンプ可)
- (6)振興券の交換、譲渡、転売は行わないでください。使用可能期間内において使用された振興券のみ換金可能です。
- (7)利用店舗自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に利用しないでください。
- (8)使用済み振興券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は利用店舗の負担とします。(町は責を負いません)
- (9)利用店舗の登録事項に変更があった時は、速やかに届け出てください。
- (10)その他三郷町からの指示を遵守してください。

7. 利用店舗の登録手続き

(1)申込方法

登録を希望して頂ける事業者は、別紙の「利用店舗申込申請書兼誓約書」を記入のうえ、E-mail、FAXまたは郵送にて下記まで送付をお願いします。

(2)申請書兼誓約書の提出先

株式会社日本旅行 奈良支店(受託業者) 〒630-8236 奈良県奈良市下三条町10-1 末廣ビル4階
FAX 0742-27-3274 E-mail shinkouken_sango@nta.co.jp

(3)募集期間

募集開始から令和8年4月20日(月)まで ※必着
※振興券発送時に同封される利用店舗一覧に掲載するため、募集期間内での登録手続きをお願いします。

(4)利用店舗の承認

申込後、審査を行い、利用店として承認された店舗には、利用店舗用ポスター、マニュアル、換金キット、地域振興券見本をお送りさせていただきます。ポスターは地域振興券利用者様がわかりやすいところに掲示をお願いします。

(5)その他

- ア. 登録料は不要です。
- イ. 町内に複数の店舗があり、それぞれ利用店舗として登録を希望する場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。
- ウ. 利用店舗用マニュアルや振興券見本、換金キットなどは5月中旬頃までに店舗登録住所宛てに送付いたします。

8. 振興券の換金

(1)換金方法

使用済み振興券の裏面に店舗名を記入もしくは店舗ゴム印を押印した上で半券(店舗控え)部分を切り取って、大きい方の半券(裏面に店舗名を記入等したもの)を専用の封筒に入れて精算センターに郵送(送料は町負担)。後日換金額を指定の口座に振込みます。
※小さい方の半券は利用店舗の控えとなりますので、精算が終了するまで大切に保管してください。

※換金手数料や振込手数料はかかりません。

※口座振込以外の換金はいたしません。

(2)換金期間

令和9年1月29日(金)まで ※換金期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できません。

(3)換金日程

振興券使用開始前にお送りする「利用店舗用マニュアル」に掲載します。月1回の換金スケジュールを予定しております。

9. 利用店舗の取消

利用店舗が、本募集要項に違反すると認められる場合は、換金の拒否や直ちに登録を取り消すとともに、店舗名の公表及び損害金の返還請求を行うことがあります。

〈お問い合わせ先〉株式会社日本旅行 奈良支店 〒630-8236 奈良県奈良市下三条町10-1 末廣ビル4階
電話 0742-26-7227 営業時間 午前9:00～午後5:00(土・日・祝日・年末年始を除く)